

評議員及び役員の報酬並びに費用に関する規定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 美薗会 の評議員及び役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規定において、次の各号掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1)評議員とは、定款第五条による者をいう。
- (2)役員とは、定款第一五条による理事及び監事をいう。
- (3)常勤役員とは、前号の役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4)非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外のお者をいう。
- (5)報酬とは、報酬、特別報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6)費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員が評議員会に出席したとき及び理事が理事会に出席したときに支給する報酬は一律5,000円とする。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には、支給しない。

- 2 理事会の要請により評議員が理事会にオブザーバー出席したときも前項同様報酬を支払うことができる。
- 3 役員が法人業務を行う場合、勤務実績に応じて、その者の申告により次表による役員報酬を支給することができる。

(1)理事長	常勤の場合(週40時間勤務)	月)500,000円
	非常勤の場合	月) 500,00円
(2)理 事	常勤の場合(週40時間勤務)	月)300,000円
	非常勤の場合	月) 0円
- 4 特別報酬は、役員に対して支給する。

(1)理事長	常勤の場合	月額報酬に人事勧告の賞与率を乗じた額
(2)理 事	常勤の場合	月額報酬に人事勧告の賞与率を乗じた額
- 5 常勤役員が退任した時は退職金を支給する。その額は、在任期間の年数に月額報酬の額を乗じて得た額とする。

(監事の報酬)

第4条 監事が評議員会及び理事会に出席したときに支給する報酬は一律5,000円とする。

- 2 監事が評議員会及び理事会に出席した以外の日において、法人及び施設の運営状況の指導及び財産の状況を監査する業務にあたった場合に支給する報酬は5,000円とする。

(報酬支払方法)

第5条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。

(費用の弁償)

第6条 本会は、第2条の第1号、第2号、第4号による評議員、役員等が、その職務を行う為に要する費用を弁償する。

- 2 営状況の指導及び財産の状況を監査する業務にあたった場合に支給する報酬は費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものを対象とし、旅費規則に基づき算出されるものとする。
- 3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。

(適用除外)

第7条 施設並びに本部の職員を兼務する役員は、この規定を適用しない。

(改正)

第8条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

本規定は平成12年 4月 1日から施行する。

平成14年 9月18日 一部改定

平成15年 2月18日 一部改定

平成22年 9月10日 一部改定

平成31年 3月22日 一部改定

令和 5年 6月 8日 一部改定